

## ACTUALIDAD ECONÓMICA

### Sobre las Leyes de Hidrocarburos

Moderado por: Ronald Balza,  
Decano FACES UCAB



**Francisco Monaldi**  
Investigador Titular del Instituto  
Baker de Políticas Públicas de la  
Universidad de Rice



**Cristina Tovar**  
Presidenta de la Asociación  
Venezolana de los  
Hidrocarburos



**Oswaldo Felizzola**  
Coordinador del Centro  
Internacional de Energía y  
Ambiente (CIEA) de  
Venezuela

ECONOMÍA

(写真) Economía UCAB “ベネズエラの石油分野有識者 炭化水素法と今後の石油産業について講演”

## UCAB 石油政策セミナー報告

## 複雑な制度を統一、民間の活動余地拡大

株式会社ベネインベストメント  
松浦 健太郎

ベネズエラ炭化水素連合会の Cristina Tovar 代表  
(法制度担当) の講演内容から紹介したい。

マ ドゥロ大統領拘束以降、ベネズエラの石油産業を巡る状況は急激に変化している。

この状況の変化を受けて、ベネズエラのアンドレス・ベジョ・カトリック大学 (UCAB) は石油政策セミナーを開催。炭化水素法の改定を中心に、石油産業の現状、投資環境、そして今後の回復可能性について、3人の専門家による分析が提示された。

本稿では、主に①法制度改革の内容、②技術・経済面から見た産業現状、③投資環境と回復見通しの3点について講演の内容を整理したい。

Cristina 代表は、今回の炭化水素法改革の最大のポイントとして「制度の統合と投資環境の再構築」を挙げた。過去20年のベネズエラ石油政策では、制裁や資金不足への対応として様々な契約形態が導入され、以下のような制度が存在していた。

- ・ 国営主体の合併会社
- ・ 生産参加契約 (CPP)
- ・ サービス契約
- ・ 技術金融提携型契約

改定炭化水素法は、これらの制度を整理し、上流開発を「国家主体+民間オペレーター」という形で統一する方向が示された。

資源所有権は引き続き国家に帰属する一方、**民間企業は技術運営、資金管理、さらには商業化・販売活動にも関与できるようになる。**

Cristina 代表は、この制度設計を「**国家統制を維持しながら外資投資を呼び込む折衷的モデル**」と説明。特に制裁環境下で導入された CPP 契約を正式に法体系に組み込むことで、外資企業にとっての法的安定性を高める狙いがあるとされる。

税制面でも特筆すべき変化があった。

従来の炭化水素法ではロイヤルティ 30% が標準であったが、**新制度では「最大 30%」**とされ、**油田条件や投資規模に応じて調整可能**となった。

また複数の税・課徴金を整理した統合税制度が導入され、企業にとって税負担の予見可能性が高まる可能性がある。

### 既存油田の再開発なら低コストで増産可能

続いて、「国際エネルギー環境センター (CIEA)」コーディネーターの Oswaldo Felizzola 氏 (石油技術専門家・エンジニア) の講演内容について紹介したい。

Oswaldo 氏は、技術的観点から、現在のベネズエラ石油産業が直面する問題を説明した。

Oswaldo 氏は、**現在のベネズエラ石油産業の最大の課題は「油田の成熟化と設備の老朽化」**と指摘。

スリア州マラカイボ湖の油田を中心に、多くの油田では自然圧力による一次回収が困難となり、ガス圧入や水圧入などの二次回収、さらに化学的・物理的手法を用いた三次回収が必要となっている。特にオリノコ重質油では希釈剤確保も重要課題となる。

しかし、設備老朽化や資金不足により、これらの技術導入が十分に進んでいない。

また掘削設備の減少も深刻である。

過去には多数の掘削リグが稼働していたが、現在は極めて限定的な数にとどまり、新規油田開発や既存油田再開発のペースを制限している。**腐食環境の激しい地域では設備の劣化も顕著であり、メンテナンス不足が生産効率低下を招いている。**

特に湖沼地域や沿岸部では設備の腐食環境が激しい、設備の取り換えなしでは稼働維持が難しい状況にある。

一方、Oswaldo 氏は、パイプライン、貯蔵施設、港湾設備などの基本インフラは残存しており、**適切な投資と技術導入があれば比較的短期間で生産回復が可能な油田もある**と指摘。特に**既存油田の再開発は、新規油田開発より低リスクかつ低コストで回復効果が見込まれる**との見解を示した。

また、ベネズエラ原油の性質として、重質・高硫黄で精製難度が高い点も指摘。原油の性質と精製設備との相性は重要であり、伝統的に米国製油所との技術的相性が高いとした。

**オリノコ開発には高度な技術と資本が必要**

次に米国ライス大学のベーカー公共政治研究所のフランススコ・モナルディ教授（経済学者・石油経済専門家）の講演内容について紹介したい。

モナルディ教授は、ベネズエラ石油産業の現状について、故チャベス政権中期から振り返り、故チャベス政権がPDVSAに財政負担を負わせすぎたため、PDVSAがオペレーションを維持するために必要な投資を制限されたと指摘。

また、2017年以降の経済制裁の影響により、資金調達が制限され、取引先が減少するなど、正常なオペレーションに深刻な問題が生じるようになったと説明し、その結果、設備投資の不足が深刻になり、更に人材流出などが重なり、近年の生産低下を招いたとの見解を示した。

また、現在の石油産業について、合併相手の民間企業が生産の過半を担っており、外資企業の役割は既に不可欠なものとなっているとした。

また、**ベネズエラの石油埋蔵量は、依然として世界最大級であるものの、その多くはオリノコ・ベルトの超重質油であり、同地域の開発には高度な技術と資本が必要**であると説明。増産のためには技術力を持った外資の存在が前提となると指摘した。

なお、モナルディ教授はベネズエラが日量300万バレル超の水準まで回復するためには約1000億ドル規模の投資が必要と指摘。短期的にこの水準に戻る可能性はないとの見解を示した。

**投資回復にはクリアすべき課題多い**

講演者の議論を総合すると、炭化水素法の改定により制度面の改善が期待される一方、投資回復には複数の条件が必要と言えそうだ。

まず、**政治・制裁環境の安定が最大の前提条件**。制裁は資金調達や技術導入の障害となる。従って、制裁関連の政策変更は、投資判断に影響する。

同時に、**ベネズエラ政府との契約に対する信頼回復も不可欠**である。

また、**技術投資も重要**。

ベネズエラが短期的に日量300万バレル超の水準まで回復するためには約1000億ドル規模の投資が必要であり、短期的には不可能。

特に新規油田開発はリスクが高く、長期的政治安定と契約保証が求められる。

一方、**既存の油田の再開発、設備の更新、技術サービス分野は新規開発よりリスクが低く、生産回復効果が早期に現れる可能性がある**。

輸出市場の面では、重質油の処理に適した製油会社との関係回復が重要となる。米国市場アクセスの改善は輸出価格の改善につながる可能性があり、収益性向上に寄与する。

基本的に現在は米国向けの輸出が増加することが予見されており、外貨収入の拡大、経済回復が期待できる状況にある。

## 直近で現実的なのは既存油田の再開発

今回の UCAB セミナーの議論からは、ベネズエラ石油産業が現在「制度改革による投資誘致の初期段階」にあることが伺える。

**改定炭化水素法は、投資促進を意図した内容となっているが、政治・経済・技術面の構造問題は依然として残っている**というのが講師の一致した見解である。

短期的には限定的な増産が予見され、中長期的には制度安定化と投資次第で本格的に回復するというのが現実的なシナリオと言える。

**外国企業の視点で見ると、当面は資源開発そのものよりも技術提供、サービス事業、既存油田の再開発が現実的な参入領域となる可能性が高い。**

ベネズエラは依然として巨大な資源ポテンシャルを有しており、制度安定化が進めばエネルギー市場における存在感を回復する余地は大きい。そして、その潜在力が発揮される環境が徐々に整いつつある。

ただし、その実現には長期的視点と慎重なリスク評価が不可欠と言えそうだ。

以上